

## 茨城県電子調達実施要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領は、「電子調達システム」を用いて行う電子調達（茨城県物品調達等事務手続（平成9年10月30日付け出二第607号出納事務局長通知）に定める物品調達等の手続を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）をいう。以下同じ。）の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）、茨城県物品調達等事務手続及び他に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子調達システム

電子調達に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請、入札書又は見積書の提出及び受理並びに落札者又は随意契約の相手方の決定までの一連の事務を、電子情報処理組織を使用して行う情報システム（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 入札情報サービスシステム

発注情報、入札結果又は随意契約結果に関する情報等をインターネット上に公開できる情報システムをいう。

(3) 紙入札

書面による入札書を提出することをいう。

(4) 紙見積

書面による見積書を提出することをいう。

(5) 契約担当者

知事又は契約に関する事務を財務規則第3条の規定に基づき委任された者のことをいう。

(6) 入札執行者

開札を執行する者のことをいう。

(7) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(8) 電子くじ

落札又は見積決定となるべき同価の入札又は見積をした者が2人以上あるときに、演算式によりコンピュータで落札者（随意契約の相手方を含む。以下同じ。）を決定する仕組みをいう。

#### (電子調達の対象となる契約)

第3条 電子調達の対象となる契約方式は、次に掲げるものとする。ただし、契約担当者が電子調達に付することが適当でないと認めるものは、除くものとする。

(1) 一般競争入札

(2) 指名競争入札

(3) 随意契約

#### (電子調達の対象とならない案件)

第4条 次の各号に掲げる案件は、原則として電子調達の対象から除外する。ただし、契約担当者が電子調達

に付することが適当と認めるものは、対象とすることができる。

- (1) 緊急に調達することが必要なもの
  - ア 天災地変等への応急対策に必要な用品類
  - イ 航空機事故等の大規模事故への応急対策に必要な用品類
  - ウ 感染症対応に必要な医薬品類
  - エ 庁舎等の応急修繕に必要な消耗品類
  - オ 出張先で緊急的に補給する自動車用燃料及び潤滑油
- (2) 業務上又は性質上電子調達システムによることが困難なもの
  - ア 鑑定又は吟味を要する美術工芸品等
  - イ 鮮度が求められる生鮮食料品及び生花等
  - ウ 現地確認を必要とする土産物及び食料品等
  - エ 直前まで数量が確定しない会議用の飲物等
  - オ 契約相手方や所在を秘匿する必要のある有害な薬剤や危険物の購入、試験問題等の印刷等
  - カ システム上で入力できない小数点のある単価契約等
  - キ 特殊の構造又は品質を要する製造又は物品の買入れであって特定の者以外とは契約し難い契約
  - ク 分解して検査しなければ見積書を作成することができない備品等の修繕
  - ケ 随意契約において1件の予定価格が5万円以上10万円未満の調達のうち、電子調達により難い契約
- (3) 競争性が認められないもの
  - ア 国、地方公共団体、その他の公的団体及び一者随意契約により県出資団体等と直接契約を締結するとき
  - イ 官報、法令全書、収入印紙、郵便切手類、図書(いずれの者から購入する場合であってもその価格に相違がない図書に限る。)、新聞等を購入するとき
  - ウ 水道料、下水道料、ガス料(都市ガスに限る。)、電気料又は電話料
  - エ 法令に基づき、料金又は価格が定められているとき
  - オ 会場を借り上げるとき
  - カ 不動産の買入れ又は借り入れをするとき
- (4) 随意契約において1件の予定価格が5万円未満の調達
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会計事務局長が認めたもの

(電子調達に参加できる者)

第5条 電子調達に参加できる者は、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号。以下「要項」という。)に基づき、物品調達等競争入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録された者(以下「有資格者」という。)とする。

(電子調達システムの利用者登録等)

第6条 電子調達システムを利用しようとする者は、有資格者名簿に登録された後に茨城県から交付されるID及び初期パスワードを使用し電子調達システムにログインし、登録されている利用者情報を確認した上で、必要に応じて初期パスワードの変更及び利用者情報の修正を行うものとする。

なお、ID及びパスワードで参加できる調達案件は、随意契約に限る。

- 2 競争入札に参加しようとする者は、有効なICカードを取得し、電子調達システムに当該ICカードの利用者登録(以下「利用者登録」という。)を行わなければならない。
- 3 前項の利用者登録は、別に定める電子調達システムの運用時間の範囲内で、随時行うことができる。
- 4 第2項の利用者登録を行った者が競争入札に参加できる期間は、有資格者名簿登録の有効期間内、かつ、利用者登録を行ったICカードの有効期間内とする。
- 5 電子調達に使用できるICカードは、要項第5条第1項に規定する有資格者名簿に登録された代表者又は代表者から委任を受けた者が取得したICカードに限る。

(案件登録等)

第7条 契約担当者は、電子調達を実施しようとするときは、案件内容等を電子調達システムに登録し、公開するものとする。

(一般競争入札の公告)

第8条 契約担当者は、令第167条の6第1項及び財務規則第142条の規定により入札の公告をする場合は、電子調達システムで行わなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける当該物品等の調達（以下「特定調達契約」という。）について入札の公告をする場合は、電子調達システムで行うとともに、県報に登載して行わなければならない。

(一般競争入札参加資格確認申請書の提出)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、契約担当者が指定したファイル形式（テキストファイル）に契約担当者の指定した必要事項を格納し、申請期間内に契約担当者へ送信しなければならない。併せて、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）ほか必要な添付資料は、別途提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第10条 契約担当者は、前条の申請書を受領したときは、参加資格の有無を確認し、その結果を記載した証明書等審査結果通知書（様式第2号）を電子調達システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子調達システムにより当該通知書の内容を確認しなければならない。

(無資格者への理由説明)

第11条 前条の通知書により入札参加資格がないと通知された者は、通知を受けた日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に、書面をもって契約担当者に説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定による説明を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に、書面をもって回答するものとする。

(指名の通知)

第12条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、指名通知書（様式第3号）を電子調達システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子調達システムにより当該通知書の内容を確認しなければならない。

(見積依頼通知)

第13条 契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、見積依頼通知書（様式第4号）を電子調達システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子調達システムにより当該通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第14条 電子調達に参加しようとする者（以下「電子調達参加者」という。）は、電子調達システムにより入札書（見積書を含む。第27条に規定する再度入札にあつては、再入札書。再見積徴取にあつては、再見積書。以下同じ。）を作成し、入札書の提出期限までに契約担当者へ提出しなければならない。

2 入札書は、入札金額（見積金額を含む。以下同じ。）のデータが電子調達システムに記録されたときに到達したものとみなす。

(紙入札の承認)

第15条 電子調達案件において、紙入札（紙見積を含む。以下同じ。）での参加を希望する者は、入札書の提

出期限までに、別に定める紙入札（見積）方式参加承認願（以下「承認願」という。）により契約担当者の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により承認願の提出があった場合は、契約担当者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。
  - (1) 特定調達契約の場合
  - (2) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子調達における所定の期日までに再発行される見込みがなく、契約担当者がやむを得ないと認める場合
  - (3) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合
  - (4) 電子調達の導入準備を行っているが、準備が整わなかった場合
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加又は見積書の提出をしようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合

（紙入札の取扱い）

第 16 条 紙入札の承認願、書面による一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の提出場所については案件ごとに契約担当者が指示するものとする。

- 2 書面による一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の提出期限については、特段の指示のない限り、電子調達システムによる受付期間と同一とする。
- 3 書面による一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の提出方法については、提出場所へ直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）のいずれかの方法によるものとする。

（入札及び見積書提出の辞退）

第 17 条 入札参加者（見積書提出者を含む。以下同じ。）が入札（見積書提出を含む。以下同じ。）を辞退しようとする場合は、入札書の提出期限までに電子調達システムにより、契約担当者へ入札辞退届（見積辞退届を含む。以下同じ。）を提出するものとする。

ただし、紙入札参加者（紙見積書提出者を含む。以下同じ。）が辞退しようとする場合は、入札書の提出期限までに書面により契約担当者へ入札辞退届を提出するものとする。

- 2 前項の届出は、入札参加者が入札書を提出するまでいつでもすることができる。
- 3 入札書の提出期限までに第 14 条第 2 項に規定する入札書提出の記録が確認されない場合には、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

（入札等の中止）

第 18 条 契約担当者は、入札等を公正に執行することができないと判断される場合は、入札等を中止することができる。

- 2 前項の規定により入札等を中止した場合、契約担当者は、電子調達システムにより調達の取止めの登録を行うとともに、入札参加者に取止め通知書（様式第 5 号）を発行するものとする。

（入札参加者の失格）

第 19 条 契約担当者は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、電子調達への参加を認めないものとする。

- (1) 他者のユーザー ID・パスワードを不正に取得し、利用者登録者になりすまして入札等に参加したとき。
- (2) 他者の ICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札等に参加したとき。
- (3) 代表者又は受任者が変更となった場合において、ICカードの更新手続中の場合を除き、第 6 条に規定する ICカードの利用者登録を変更せず、変更前の代表者又は受任者の ICカードを使用して入札等に参加したとき。

(入札の無効)

第 20 条 入札執行者は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 第 19 条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 契約担当者の承認を得ずに、又は指示によらずに紙入札を提出したとき。
- (3) 同一の入札者が電子調達システムによる入札と紙入札の両方を行ったとき。
- (4) 入札書に改ざんされた事項が認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

(開札予定日時等の変更)

第 21 条 契約担当者は、案件登録の後、特段の事情により入札書の提出期限又は開札予定日時を変更する場合は、電子調達システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子調達システムにより日時変更通知書（様式第 6 号）を送信するものとする。

(開札)

第 22 条 競争入札における開札は、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会者」という。）の立会のうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札書がある場合、入札執行者は、入札金額及び電子くじ番号を電子調達システムに入力した後に電子調達システムにより一括開札を行うものとする。
- 3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(見積判定)

第 23 条 随意契約における見積判定は、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙見積書がある場合、執行担当者は、見積金額及び電子くじ番号を電子調達システムに入力した後に電子調達システムにより一括開札を行うものとする。
- 3 前項の入力は、紙見積書の受付順に行うものとする。

(落札者の決定)

第 24 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者としてすることができる。

- 2 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 3 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の 3 桁の数値）を記載して提出するものとする。  
なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第 25 条 落札者を決定した場合は、契約担当者は、入札参加者に対し電子調達システムにより競争入札にあつては落札通知書（様式第 7 号）、随意契約にあつては見積結果通知書（様式第 8 号）を送信するものとする。

(保留の通知)

第 26 条 開札の結果、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を下回る入札があつた場合、入札参加者全員に対し、電子調達システムにより、保留通知書（様式第 9 号）を送信するものとする。

(再度入札)

第 27 条 開札又は見積判定の結果、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内がないときは、再度の

入札又は見積徴取を行うことができる。

- 2 再度の入札又は見積徴取の入札書の提出期限及び開札日時は、案件ごとに契約担当者が指定し、電子調達システムにより再入札通知書（様式様式 10 号）又は再見積通知書（様式様式 11 号）を送信するものとする。
- 3 再度の入札又は見積徴取の回数については、原則としてそれぞれ 1 回までとする。
- 4 再度の入札においても落札者が決定しない場合は、入札をした最低価格者と随意契約することができる。この場合の手続きは、第 13 条、第 23 条及び本条第 3 項の例による。
- 5 入札参加者が再度の入札又は見積書の提出を辞退しようとするときは、第 17 条の例による。

（不調）

第 28 条 契約担当者は、落札者がなく不調となった場合は、電子調達参加者全員に対し、電子調達システムにより不調通知書（様式第 12 号）を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第 29 条 紙入札参加者に対する第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 18 条第 2 項、第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条第 2 項及び第 28 条の通知は、書面で行うものとする。

（結果の公開）

第 30 条 契約担当者は、電子調達システムにより調達を実施した場合は、その結果を物品の調達においては納品検査完了後、その他役務の調達等においては契約決定後、速やかに入札情報サービスに登録し公開するものとする。

- 2 契約担当者は、電子調達の対象としなかった案件についても入札情報サービスに登録し、すべて公開するものとする。その公開の時期は、前項に準ずる。
- 3 前 2 項の規定は、第 4 条第 1 項第 2 号のオ及び第 3 号については、適用しない。

（資料の提出）

第 31 条 電子調達参加者は、契約担当者へ資料を提出する場合は、郵送（書留郵便に限る）、持参又は電子メールによる添付ファイルにより提出するものとする。

- 2 電子調達参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 3 入札執行者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。
- 4 電子メールによる添付ファイルにより送信ができない場合については、契約担当者の指示するところにより、第 1 項に定めた他の方法により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子調達システムによる場合と同一とする。

（障害時等の対応）

第 32 条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子調達システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子調達システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子調達が実施できないと契約担当者が判断したときは、電子調達を中止又は紙入札へ変更することができる。

- 2 紙入札へ変更する場合は、入札執行者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の事項について速やかに連絡するとともに、紙入札変更通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

(1) 入札方法を紙入札に変更したこと

- (2) 既に完了している電子調達システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
- (5) 紙入札に係る入札方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

付 則

この要領は、平成24年1月17日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年6月26日から施行する。

様式一覧

様式	帳票名	備考
様式第1号	一般競争入札参加資格確認申請書	資格確認申請書
様式第2号	証明書等審査結果通知書	審査通知書
様式第3号	指名通知書	
様式第4号	見積依頼通知書	
様式第5号	取止め通知書	入札結果通知書
様式第6号	日時変更通知書	入札通知書
様式第7号	落札通知書	入札結果通知書
様式第8号	見積結果通知書	
様式第9号	保留通知書	
様式第10号	再入札通知書	
様式第11号	再見積通知書	入札通知書
様式第12号	不調通知書	
様式第13号	紙入札変更通知書	その他



様式第1号

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日  
(和暦を使用してください)

(所属長) 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けで公告のあった下記の調達案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告のあった調達物品・役務名

2 物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No,

3 添付書類例

(1) 調達物品・役務の仕様書

(2) 本公告に示した調達物品・役務の規格(仕様)に適合した物品・役務の提供を確実に履行できることを証明する書類

(3) アフターサービス・メンテナンス体制証明書

## 証明書等審査結果通知書

企業 ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

このたび提出された証明書等の審査結果について、下記の通り通知いたします。

### 記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

入札書締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

開札日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

証明書等受付日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

審査結果

理由

## 指名通知書

企業 ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

このたび入札参加者に指名しましたので、下記の事項をお知らせします。留意の上、入札書を提出してください。

### 記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

注1

提案書等受付締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

入札書受付締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

開札日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

備考

注1: 指名競争・総合評価の場合は提案書等受付締切日時を表示する。

## 見積依頼通知書

企業 ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

このたび見積合せ参加者に指名しましたので、下記の事項をお知らせします。留意の上、見積書を提出してください。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

見積書受付締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

開札日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

備考

## 取止め通知書

企業 ID

資格審査登録番号

(調達機関)

企業名称

代表者氏名

殿

下記の調達案件について、次の理由により調達手続きを取止めましたので通知いたします。

### 記

理由

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

## 日時変更通知書

企業ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

下記の案件について、日時の変更をしました。

### 記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

変更前証明書等受付締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

変更後証明書等受付締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

注1

変更前入札受付締切予定日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

変更後入札受付締切予定日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

注2

変更前開札予定日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

変更後開札予定日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

備考

注1: 随意契約の場合は下記表記となる。

変更前入札受付締切予定日時 → 変更前見積受付締切予定日時

変更後入札受付締切予定日時 → 変更後見積受付締切予定日時

注2: 証明書等受付締切日時、開札予定日時及び入札(見積)受付締切予定日時は発注者が変更した項目のみ表示する。

# 落札通知書

企業ID

資格審査登録番号

企業名称

代表者氏名

殿

(調達機関)

下記の調達案件について、落札者が決定しましたので通知いたします。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

開札日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

落札業者名

注1	評価値	点
----	-----	---

落札金額 円 (税込み)

備考

注1: 一般競争・総合評価、指名競争・総合評価の場合、評価値が表示される。

## 見積結果通知書

企業ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

下記の調達案件について、次の者と契約締結することになりましたので通知いたします。

### 記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

開封日時

平成 年 月 日 ( ) 時 分

落札業者名

落札金額

円 (税込み)

備考



## 保留通知書

企業ID

資格審査登録番号

(調達機関)

企業名称

代表者氏名

殿

下記の調達案件について、落札者の決定を次の理由により保留しましたので通知いたします。

### 記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

開札日時

平成 年 月 日 ( ) 時 分

保留理由

## 再入札通知書

企業 ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

下記の調達案件について、再入札を実施いたします。再入札締切時間までに入札書を提出してください。参加する意思がない場合は辞退を選択してください。

### 記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

入札書受付開始日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

再入札締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

開札日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

最低価格 円(税抜き)

備考

## 再見積通知書

企業 ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

下記の調達案件について、再見積り合せを実施いたします。再見積締切時間までに見積書を提出してください。参加する意思がない場合は辞退を選択してください。

### 記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

見積書受付開始日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

見積書受付締切日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

開札日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分

最低価格 円(税抜き)

備考

## 不調通知書

企業 ID

資格審査登録番号

企業名称

(調達機関)

代表者氏名

殿

下記の調達案件について、不調となりましたので通知いたします。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

開札日時

平成 年 月 日 ( ) 時 分

備考

商号・名称  
代表者名 殿

(調達機関)

## 紙入札変更通知書

下記1の電子調達案件については、入札方法を紙入札に変更しましたので通知します。

### 記

#### 1 対象となる電子調達案件

調達案件番号

調達案件名称

入札方式

開札日時 平成 年 月 日( ) 時 分

#### 2 入札方法の変更内容

1の電子調達案件については下記理由により、入札方法を紙入札に変更いたします。

なお、既に完了した手続きについては、全て有効として取扱います。

ただし、入札書を電子調達システムにおいて既に送信している場合、その入札書は無効として取り扱いますので、改めて紙により提出願います。

変更理由:

ア 変更後の入札日 平成 年 月 日( ) 時 分

イ 開札場所